

## 最先端・次世代研究開発支援プログラムに関する質問・回答集

### 1. 応募に関する質問

#### (1) 応募テーマについて

Q 1-(1)-① 本プログラムは、環境・資源・エネルギー、医療・介護などの限られた範囲の研究課題を対象としているのでしょうか。

A 「グリーン・イノベーション」や「ライフ・イノベーション」の推進に寄与する研究課題であれば、人文・社会科学から自然科学まで、研究分野を問わず、幅広く応募することが可能です。

Q 1-(1)-② 本プログラムは、「グリーン・イノベーション」や「ライフ・イノベーション」への貢献がテーマとなっていますが、想定する研究課題があるのでしょうか。また、それ以外の場合はプログラムの対象になりにくいのでしょうか。

A 公募要領のP2に「グリーン・イノベーション」や「ライフ・イノベーション」の推進として、期待される研究課題の例示を記載していますが、あくまでも例示ですので、これらにとらわれることなく、グリーン・イノベーションやライフ・イノベーションに貢献する研究であれば応募可能です。

#### (2) 研究機関について

Q 1-(2)-① 本プログラムに応募する研究者の所属する研究機関は、どのような機関でもよいのでしょうか。

A プログラムでは「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」を活用し、所属研究機関を通じて応募するとともに、助成金を所属研究機関が管理することになります。そのため、所属研究機関は、e-Radに登録された研究機関であって、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に基づいて、公的研究費の管理・監査体制を整備し、実施状況報告書を提出した機関であることが求められます。

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm)参照)

Q 1-(2)-② 応募する研究者が複数の機関に所属している場合、どの機関から応募すればよいのでしょうか。

A 自己の責任で主体的に研究を進めることができる体制を確立している研究機関から応募してください。なお、複数ある場合には、応募研究課題を実施する研究機関となります。

Q 1-(2)-③ 所属予定機関の決まっていない研究者は応募可能でしょうか。

A できません。本プログラムへの応募申請にあたっては、所属予定機関の承認を経ていただく必要があります。

### (3) 研究者について

Q 1-(3)-① 民間の研究者でも応募できるのでしょうか。

A 可能です。ただし、当該研究者の所属研究機関が応募可能な研究機関としての要件(1-(2)-①を参照)を満たしており、所属研究機関から「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」に登録されている研究者であることが必要になります。

Q 1-(3)-② 「自己の責任で主体的に研究を進めることができる」とはどのような立場でしょうか。

- A 例えば、大学等に所属している研究者の場合、
- ・固有の研究スペースを有していること。
  - ・学生や他の研究員等の指導を行う立場にあること。
  - ・自己の研究に係る論文については、責任著者の立場であること。
  - ・自己の責任と権限により、使用することが可能な研究費を有していること。

のいずれかもしくは複数を満たすなど、所属研究機関において、自立した研究実施体制を確立していること、あるいはその見込みがあることが必要になります。

なお、大学等に所属していない研究者においても、同様の立場にあることが求められます。

Q 1-(3)-③ 「自己の責任において主体的に研究を進めることが可能な研究者」とは、例えば大学の准教授クラスの職位を指すのでしょうか。職位や雇用形態で制約はあるのでしょうか。

A 本プログラムでは、職位、雇用の形態の種類は問いません。応募予定の研究者が応募要件を満たしているかについては、1-(3)-②をもとに所属機関においてご確認ください。

Q 1-(3)-④ 他の研究費によって雇用されている研究者は、応募は可能でしょうか。

A 応募の可否については、他の研究費における専従義務等の条件をご確認ください。ただし、応募にあたっては、助成金の交付申請時までには、所属機関において、自己の責任で主体的に研究を進める立場であることが求められますのでご注意ください。

Q 1-(3)-⑤ 我が国の研究機関に所属する外国籍の研究者ですが、プログラムに応募できますか。

A 我が国在住の研究者の場合は、国籍を問わず、応募時に、我が国の研究機関に所属しており、交付申請時まで、自己の責任で主体的に研究を進めることができる体制を確立可能な者であれば応募できます。

Q 1-(3)-⑥ 海外在住の研究者についても応募することは可能でしょうか。

A 応募時に我が国の研究機関に所属していなくても、助成金の交付申請時まで、我が国の研究機関に所属し、応募資格を満たす見込みの者であれば、応募可能です。国籍は問いません。所属予定の研究機関を通じて応募してください。

ただし、その場合、研究計画調書（応募内容ファイル）17頁「10. 特記事項」に、入国スケジュール等を記入してください。

Q 1-(3)-⑦ 論文博士の場合は、年齢制限の緩和措置を受けることができますでしょうか。

A できません。年齢制限の緩和を受けるためには、学位の有無ではなく、公募要領に記載した課程において修了要件を満たす単位を取得していることが条件になります。

Q 1-(3)-⑧ 任期に年限のある者が、任期以上の期間の研究計画を申請してもよいでしょうか。また、任期の満了により、所属がなくなった場合はどうなるのでしょうか。

A 所属機関が応募を認める場合、応募できますが、任期の満了に伴い所属がなくなった場合や異動先の機関が公募要領で求める要件を満たしていない場合は、採択された研究課題を中止しなければなりません。

#### (4) 重複・受給制限について

Q 1-(4)-① プログラムに応募する際の重複制限について教えてください。

A 研究者が応募できる研究課題は1人1件です。また、同じ研究課題について、複数の研究者が応募することは認められません。なお、研究者が、研究に協力する者として、複数の研究課題に参画することは可能です。

Q 1-(4)-② 現在、国からの競争的資金を受けて、他の研究開発を実施していますが、このプログラムに応募することは可能でしょうか。

A 応募することは可能ですが、採択され、本プログラムの実施を選択した場合、他の研究開発については、遅くとも平成22年度中に終了していただく必要があります。

Q 1-(4)-③ 公募要領のP7に記載されている「受給制限のルール」の対象とならない「国からの競争的資金」としては、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPIプログラム）とグローバルCOEプログラム以外にどのようなものがあるでしょうか。

A 例えば、科学技術振興調整費の「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」プログラムや「女性研究者養成システム改革加速」プログラムについても、研究開発を直接の目的とする事業ではないことから、基本的には、重複受給制限の対象とはなりません。ただし、この両プログラムから個人に支給される研究費（スタートアップ経費は除く）については、平成23年度以降は、両プログラムからは支給されないことになります。

Q 1-(4)-④ 公募要領には、本プログラムによる研究開発を実施する場合、他の研究開発を終了することとなっていますが、現在実施している研究開発に、引き続き参画することは認められないのでしょうか。

A 公募要領中の「他の研究開発を終了する」という記載は、本プログラムが本研究資金のみをもって若手研究者の研究活動を十分支援することができるという制度であることから、他の研究資金の使用を終了していただくということです。

もし、現在他の研究開発に参画中で、引き続き当該研究開発に参画を希望する場合は、研究資金の配分を受けず、例えば科学研究費補助金の「連携研究者」のような形であれば参加することは可能です。

#### (5) 応募にあたっての手続きについて

Q 1-(5)-① 電子申請システムを利用するためのID・パスワードは、どのように取得すればよいのでしょうか。

A 所属研究機関から配布しますので、事務担当者に連絡してください。なお、研究者へのID・パスワードの付与にあたっては、所属研究機関の「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」への登録が前提となります。研究機関登録には2週間程度を要します（混雑具合によってはそれ以上の時間を要する場合があります）ので、余裕をもって登録手続きをしてください。

#### (6) 研究組織について

Q 1-(6)-① 研究グループを組織して応募することは可能でしょうか。また、可能な場合、助成金を他の研究者に配分することは可能でしょうか。

A 研究グループを組織することは可能ですが、応募する研究者が、研究課題の実施において、全ての責任を持つ体制により行われるものに限ります。そのため、応募研究者以外の研究者に助成金を配分することはできません。また、同じ研究課題について、複数の者が応募することは認めません。

Q 1-(6)-② 研究グループで実施する場合、応募する研究者以外の参加者についても公募要領にある「研究者の要件」（公募要領P1 I. 3（1））を満たしている必要があるのでしょうか。

A 応募する研究者以外の参加者は、研究課題の実施に協力する者となるため、応募資格を満たしている必要はありません。

Q 1-(6)-③ 研究グループで実施する場合、どのような手続きが必要でしょうか。

A 「最先端・次世代研究開発支援プログラム研究計画調書」（以下、「研究計画調書」という。）（応募内容ファイル）に、参加する研究者の情報を記入していただく必要があります。

#### （7）応募の内容について

Q 1-(7)-① 研究期間は4年以内とされていますが、2年から3年で実施する研究課題でも応募できるのでしょうか。

A 可能です。研究課題として成果を上げるために必要な期間で応募してください。ただし、交付内定日（11月頃を予定）以降でないと研究を開始できないことに留意してください。また、助成金額の上限は、研究期間に応じて、年度数×5千万円となります。

Q 1-(7)-② 研究の開始時期は、翌年度からとしてもよいのでしょうか。

A できません。

Q 1-(7)-③ 助成金額の上限は、総額2億円とされていますが、各年度における上限は5千万円と決められているのでしょうか。

A 1件あたりの助成金額の総額は、研究期間に応じて「年度数×5千万円」となっておりますが、年度毎の上限を5千万円としているものではありません。

例えば、3年計画の場合、総額1億5千万円（3年×5千万円）の応募が可能であり、1年目は1億円、2年目及び3年目はそれぞれ2,500万円とした計画とすることができます。

Q 1-(7)-④ どのような規模（研究経費）の研究課題でも応募できるのでしょうか。助成金額の上限額に近い規模で応募したほうがよいのでしょうか。

A 助成金額の上限額の範囲内であれば、自由に応募できます。応募額による有利・不利はありませんので、上限額にとらわれず、研究課題の実施に必要な金額で応募してください。

Q 1-(7)-⑤ プログラムの応募対象とならない研究計画とはどのようなものでしょうか。

A 公募要領（P8 2. (3) 1）を参照ください。

Q 1-(7)-⑥ 間接経費が不要の場合、直接経費だけで応募してもよいでしょうか。

A 差し支えありません。間接経費の所要額を0円として、応募してください。

ただし、その場合でも、助成金の管理等、必要な事務処理を所属研究機関が行う義務があります。

Q 1-(7)-⑦ 間接経費は、30%としなければならないのでしょうか。機関の受入制限の観点から20%としたいのですが、そのような要求は可能でしょうか。

その場合、例えば4年計画の場合は、直接経費と間接経費を合わせて2億円を上限と考えてよろしいのでしょうか。

A 間接経費は、30%を基本としますが、所属機関において受け入れられる額に応じて申請していただいてもかまいません。なお、4年計画の場合は2億円、3年計画の場合は1億5千万円が直接経費と間接経費を合わせた上限となります。

#### (8) 提出書類について

Q 1-(8)-① 応募するためには、どのような書類を作成すればよいのでしょうか。

A 応募に必要な書類は、「研究計画調書」です。

研究計画調書は、以下の①～③の手順で作成してください。

①日本学術振興会の本プログラム専用ホームページから「研究計画調書（応募内容ファイル）」をダウンロードして作成する。

②「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」に応募情報をWeb上で入力する。

③Web入力後 e-Rad 上に①で作成した応募内容ファイルを添付する。

なお、日本学術振興会への研究計画調書の提出については、電子申請と書類送付の両方が必要になるとともに、所属機関を通じて行うこととなりますので、注意してください。

Q 1-(8)-② 外国人研究者の場合など、応募書類を英語で作成してもよいでしょうか。

A 研究計画調書（応募内容ファイル）の2枚目以降については、英語で作成いただいても構いません（英語の様式も用意する予定です。準備でき次第、ホームページに掲載します。）が、応募情報ファイル（「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で登録する電子申請部分で、研究計画調書の1枚目と共通の項目）については、氏名、研究課題名を除き日本語で記入してください。なお、作成・記入要領については、日本語表記のものしかありませんので、必要に応じて各研究機関において説明するなどの対応をお願いします。

Q 1-(8)-③ 研究計画調書（応募内容ファイル）の文字の大きさや行間の指定はあるのでしょうか。

A 文字の大きさは、10.5ポイント（図表内の文字は除く）としてください。行間については、特に指定はありませんが、見やすいように努めてください。

Q 1-(8)-④ 研究計画調書（応募内容ファイル）は、カラーで作成・提出してもよいのでしょうか。

A カラーは不可としております。審査は、モノクロの研究計画調書で統一して行いますので、必ずモノクロで作成・提出してください。

Q 1-(8)-⑤ 研究計画調書（応募内容ファイル）の枚数など、記入する分量に制限はあるのでしょうか。

A あります。1頁から11頁（8. 経費の内訳）までは、指定された枠内で記入してください。ページに余白が生じた場合でも、枠の変更や次の項目の繰り上げはしないでください。なお、12頁（9. 研究者）以降については、制限を設けていませんので、記入する分量に合わせて枠を調整していただいて結構ですが、研究計画調書（応募内容ファイル）全体では、必ず20頁以内となるようにしてください。

Q 1-(8)-⑥ 研究計画調書（応募内容ファイル）の様式は、必要に応じて項目を修正してもよいでしょうか。

A 項目の変更は認められません。仮に、項目が変更されている場合、当該事項については、審査の対象外となりますのでご注意ください。

Q 1-(8)-⑦ 研究計画調書（応募内容ファイル）の「9. 研究者」（3）研究業績（発表論文、著書、招待講演、知的財産権、受賞歴）欄について、研究チームの一員として参加した実績を記入してよいでしょうか。

A 研究チームの一員として参加した研究業績を記入していただいても差し支えありませんが、その場合、関与した部分・内容が明確にわかるように記入してください。

Q 1-(8)-⑧ 研究計画調書の研究業績の欄に、本プログラムの応募の内容と大きく異なる過去の研究業績であっても記入して良いのでしょうか。

A これまでの研究による成果や実績も評価の判断材料になりますので、記入してください。

Q 1-(8)-⑨ 研究計画調書「9. ②現在の研究活動」の欄はどのように記入すればよいでしょうか。また、本プログラムに採択された場合を考慮し、エフォートを記入する必要があるのでしょうか。

A この項目では、応募する研究者が現在どのような研究活動を実施しているのかを把握することを目的としていますので、その状況を簡潔に記入してください。なお、エフォートの記入については、本プログラムの採否に関わらず現在実施中の研究活動について記入してください。

Q 1-(8)-⑩ 研究計画調書「9. ③受入予定の研究費」の欄はどのように記入すればよいでしょうか。

A この項目では、他の研究費との重複予定等を確認しますので、経費の種類を問わず、新たに実施する研究活動の概要を記入してください。なお、本プログラムの受給制限の対象となる国からの競争的資金の研究費のエフォートの記入は不要ですが、それ以外の研究費については記入してください。

#### （9）提出方法等について

Q 1-(9)-① 日本学術振興会への応募書類の提出は、持ち込みでも郵送でも可能でしょうか。

A 可能です。ただし、提出期間が3日間と限られているため、持ち込みの場合は受付時間に注意するとともに、郵送の場合は、時間的余裕をもって発送してください。なお、提出期限後に到着した応募書類は、受理しませんのでご注意ください。

Q 1-(9)-② 応募書類提出後に、記入内容に誤りを発見しましたが、修正は可能でしょうか。

A 提出された研究計画調書等については差し替えや訂正は原則として認めません。

## 2. 審査等に関する質問

### (1) 審査に係ることについて

Q 2-(1)-① 審査はどのように行われるのでしょうか。

A 日本学術振興会が専門家による書面審査とヒアリング審査を実施し、審査の結果を総合科学技術会議に置かれる本プログラムの運営会議（次世代プログラム運営会議）に報告します。その後、運営会議による検討を経て、総合科学技術会議が採択課題を決定します。なお、審査要領、評定基準等については、日本学術振興会のホームページに掲載する予定です。

Q 2-(1)-② 審査結果はどのように公表されるのでしょうか。

A 応募状況とともに、採択した課題名、研究者名、助成金額、研究期間等について、総合科学技術会議が公表します。日本学術振興会のホームページにも掲載する予定です。

Q 2-(1)-③ 審査員はどのように決定されるのでしょうか。

A 日本学術振興会において、審査員の専門分野、所属研究機関等のバランスを考慮して審査員の候補者の選考を行った上で、総合科学技術会議に置かれる本プログラムの運営会議の了解を経て、公正に決定されます。

Q 2-(1)-④ 審査員は公表されるのでしょうか。

A 審査終了後に、内閣府から公表する予定です。

Q 2-(1)-⑤ 審査において重視されるポイントは何でしょうか。

A 本プログラムは、潜在的可能性を有する研究者を見出し、最先端・次世代の研究開発を支援することを目的としていることから、研究課題の重要性とともに、研究者の将来性や研究課題の独創性・革新性等が重視されます。

その他、グリーン・イノベーションもしくはライフ・イノベーションへのインパクトや我が国の科学・技術への波及効果などが評価されます。また、地域の特色を生かした提案についても考慮することになっています。

詳しくは、公募要領P4の「審査にあたっての視点」を参照ください。

Q 2-(1)-⑥ 女性研究者は、必ず30%採択されるのでしょうか。

A 本プログラムでは、女性研究者の潜在的人材力の発揮を図ることが一つの目的であることから、アファーマティブアクションとして女性研究者を30%採択することを目標として掲げているものです。なお、あくまで最先端研究開発にふさわしい課題であることが前提となります。

Q 2-(1)-⑦ 地域性への配慮として、都道府県ごとに1件は必ず採択されるのでしょうか。

A 都道府県ごとに最低1件は採択することとしております。

Q 2-(1)-⑧ 地域の特色を活かした提案の優先とはどういうことでしょうか。

A 研究課題が、地域の優位性を活かした研究課題や地域特有の課題解決や地域振興などに寄与するユニークな提案として優れた内容である場合は、審査において配慮することとしています。

Q 2-(1)-⑨ ヒアリングに関する連絡は、どのように行われますか。

A ヒアリング対象者に対し、日程が決まり次第、日本学術振興会から速やかに連絡します。ヒアリング審査の通知から実施までに十分な日程を確保できないことが想定されますので、予め準備を進めるなどの対応をお願いします。

Q 2-(1)-⑩ ヒアリング審査はどのように行われますか。

A ヒアリング実施要領（後日、日本学術振興会のホームページに掲載します。）に基づき実施しますが、提出書類以外に、ヒアリング審査のための資料を用いて説明していただくことを予定しています。

Q 2-(1)-⑪ 採択の連絡は、どのように行われますか。

A 採択課題は、総合科学技術会議において決定されますので、採否については、内閣府から通知する予定です。

Q 2-(1)-⑫ 不採択の場合、その理由は開示されるのでしょうか。

A 不採択となった研究者には、審査時に審査員から示された意見とおおよその順位について通知される予定です。

## (2) 研究代表者、事務担当者の異動に係ること

Q 2-(2)-① 応募書類提出後に、応募した研究者が異動した場合どうすればよいでしょうか。

A 応募した研究者が所属機関内で異動になり、部署や役職等に変更が生じた場合、当該機関の事務担当者が、日本学術振興会事務局まで、その旨を連絡してください。

また、別の研究機関に異動になった場合は、異動前に所属していた機関の事務担当者が、日本学術振興会事務局へ、異動した研究者の氏名、異動先の機関、所属、職名、連絡先を連絡するようにしてください。

Q 2-(2)-② 応募書類提出後に、事務担当者連絡票に記入した担当者が交代した場合はどうすればよいでしょうか。

A すみやかに、日本学術振興会事務局へ、新しい事務担当者の氏名、所属、職名、連絡先を連絡してください。

## 3. 採択後の手続き等に関する質問

### (1) 採択後の手続等について

Q 3-(1)-① 採択された場合、どのような手続きが必要なのでしょうか。

A 採択された研究者には、日本学術振興会から別途交付内定通知を送付するとともに、交付申請手続きについて連絡しますので、すみやかに助成金の交付申請を行ってください。なお、交付内定通知受領後は、採択課題の研究を開始することが可能です。

Q 3-(1)-② 応募の時点で研究機関に正式所属していない場合、いつまでに正式所属していなければならないでしょうか。

A 助成金の交付申請書の提出時点までに所属している必要があります。

Q 3-(1)-③ 交付申請までの間または助成金の受給後に所属機関を異動した場合、研究課題の継続は可能でしょうか。

A 申請機関と異なる機関であっても、「自己の責任において主体的に研究を進めることが可能な研究者」であることに変わりない立場であると共に、新所属機関が「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」に登録されており、「研究機関における公的研究費の管理・監督のガイドライン」に基づく体制整備等の実施状況報告書が提出されている機関であれば、採択された研究課題の実施は可能です。

Q 3-(1)-④ 研究費の受領や管理について、口座の指定等はあるのでしょうか。

A 研究機関の長等の名義で所属機関において助成金の管理を適切に行うことができる口座を使用してください。

Q 3-(1)-⑤ 産休等による延長措置はあるのでしょうか。

A 平成26年度以降への延長はできません。当初の研究計画を変更して、制度の範囲内で事業が遂行できるよう対応してください。

Q 3-(1)-⑥ 応募する研究者が研究課題の実施を継続できない状況になった場合、別の研究者に交代して研究課題の実施を継続することは可能でしょうか。

A できません。本プログラムは、応募した研究者個人に対して助成を行うものであるため、交代はできません。

## (2) 経費の執行に関する質問について

Q 3-(2)-① 直接経費で支出可能な経費はどのようなものですか。

A 公募要領（P8 2. (3) 2）及びP10「直接経費の使途」を参照ください。

Q 3-(2)-② 研究グループを組織して応募した場合、研究グループの参加者が使用する備品、消耗品、旅費等はどのように処理すればよいでしょうか。

A 研究グループの参加者が要する経費は、応募する研究者の所属機関で経理していただきます。また、固定資産等は当該所属機関の規則に則り適切に管理しなくてはなりません。

Q 3-(2)-③ 研究グループのメンバーまたはその所属機関に対して応募する研究者の所属機関が業務委託契約や委託研究契約を締結することは可能でしょうか。

A 助成金は応募した研究者及びその所属機関が責任をもって管理・執行するものであり、実質的に研究グループに助成金を再配分するような契約を締結することはできません。

Q 3-(2)-④ 直接経費で、応募した研究者本人の人件費を支出してもよいでしょうか。

A できません。

Q 3-(2)-⑤ 間接経費で、応募する研究者本人の人件費を支出してもよいでしょうか。

A 所属機関の長が認めれば可能です。

Q 3-(2)-⑥ 直接経費は、費目ごとに申請することになっていますが、費目間流用は可能でしょうか。

A 各年度の直接経費の総額の50%未満であれば、手続きなく変更して使用することが可能です。50%以上の額を変更したい場合は、日本学術振興会への申請が必要になります。詳細については、後日提示する予定です。

Q 3-(2)-⑦ 間接経費で支出可能な経費はどのようなものですか。

A 研究課題の遂行に関連するものについては、幅広く使用することが可能です。公募要領P10「間接経費の使途」を参照ください。

Q 3-(2)-⑧ 助成金を使用して、海外で研究を実施することは可能でしょうか。

A 我が国の所属研究機関で助成金を管理し、研究課題の遂行に必要な場合であれば、海外で研究を実施しても差し支えありません。

### (3) 繰り越しについて

Q 3-(3)-① 交付された助成金は、年度を超えて使用することは可能でしょうか。

A 可能です。ただし、日本学術振興会に報告が必要になります。

Q 3-(3)-② 平成24年度が最終年度となる研究計画で採択された場合、平成25年度への繰越は可能でしょうか。また、平成25年度から平成26年度への繰越は可能でしょうか。

A 研究計画を変更したうえで、平成25年度までの範囲で研究計画を越えた繰越は可能です。なお、平成26年度への繰越はできません。

### (4) 取得物品等の取り扱いについて

Q 3-(4)-① 物品費について、購入できないものはありますか。また、購入した設備や備品の帰属はどうなるのでしょうか。

A 物品費は、備品、消耗品、本プログラムの研究開発に用いる設備の購入等に係る経費であり、建物等の施設経費や機関として通常備えるべき備品に係る経費等は支出できませんが、それ以外の設備等を購入することは可能です。なお、購入した設備等は研究者から所属機関に寄付して、機関として管理してください。

Q 3-(4)-② 応募した研究者が他の機関に異動する場合、所属機関に寄付した備品は  
どうなるのでしょうか。

A 異動先に移転することができます。所属機関は、応募した研究者が求めた場合は  
返還してください。

(5) 知的財産権等の取り扱いについて

Q 3-(5)-① 知的財産権を取得した場合、その帰属先はどうなるのでしょうか。また  
、報告等は必要でしょうか。

A 公募要領にあるとおり、原則としては知的財産を適正に管理・活用できる所属機  
関に帰属するものとします。ただし、所属機関が規程等を特に定めている場合には、  
当該規程によることができます。また、知的財産権の状況については、別途定める様  
式にて報告をしていただきます。

(6) 他の競争的資金との調整に関することについて

Q 3-(6)-① プログラム最終年度において他の競争的資金に応募する際、研究の実施  
期間が重複することは可能でしょうか。

A 応募は可能ですが、研究の実施期間の重複は認められませんので、プログラム終  
了後に次の研究が始まるようにしてください。